

むつ市農業委員会第724回総会議事録

1. 開催日時 平成27年8月14日（金）午前10時50分から午前12時
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A
3. 出席委員（27名）

議席	役職名	氏名
1	農業委員	北川岩男
2	〃	青木明
3	〃	杉山重一
4	〃	菊池秀藏
5	〃	坂本正一
7	〃	蛭名修一
8	〃	柏谷均
9	会長	立花順一
10	農業委員	嶋田輝雄
11	〃	菅原靖博
12	〃	工藤輝雄
13	〃	村口鉄雄
14	〃	野里岩雄
16	〃	向川則勝
17	〃	林忠久
18	〃	小林義顯
19	〃	柳澤都市秋
20	〃	福永忠雄
21	〃	藤澤伊三郎
22	〃	村口利光
23	〃	杉山武美
24	〃	本山日満夫
25	〃	柴田峯生
26	〃	中嶋寿樹
28	〃	板井弘巳
29	〃	立花幸雄
30	〃	水戸隆璽

#### 4. 欠席委員（3名）

議席	役職名	氏名
6	農業委員	畑中光政
15	〃	嶋影秀子
27	会長職務代理者	畑中重宏

#### 5. 議事の概要

<u>日程第1</u>	会議録署名委員の指名
<u>日程第2</u>	会期の決定
<u>議案第1号</u>	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
<u>議案第2号</u>	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
<u>議案第3号</u>	非農地証明願について
報告事項	農地の転用事実に関する照会について
	その他

#### 6. 会議に従事した職氏名

局長	工藤	初男
次長	畑中	誠
主任主査	川村	利之
主任主査	対馬	亮子

#### 7. 会議録署名委員

1番 北川 岩男      30番 水戸 隆璽

#### 8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対馬 亮子

## 9. 会議の概要

議長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第724回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中27名で定足数に達しております。 本日、6番畑中光政委員、15番嶋影委員、27番畑中重宏委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、1番北川委員、30番水戸委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件を、議題に供します。 事務局より、説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、1件についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地大字関根字高梨川目14番2、地目は畑、面積35,433㎡、代物弁済による所有権移転であります。 申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲渡後も継続して牧草の栽培地として利用するものであります。 調査については、7月2日 蛭名委員、杉山武美委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われる。 以上で説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
蛭名委員	受付第1号について、補足いたします。 調査の結果、牧草が作付されており、特に問題ありません。
議長	議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
柴田委員	代物弁済による所有権移転とのことですが、その状況をお知らせください。
事務局	登記簿謄本によりますと、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 氏が <span style="background-color: black; color: black;">          </span> より <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 円の根抵当権が設定されております、その後 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 氏に債務者変更をしております。

議長	他に質疑ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認2件についてを、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地は川内町一枚橋9番1他2筆、面積合計4,243㎡。 受付第2号、申請地は川内堀川91番1、面積3,763㎡。 いずれも、借受人は、あおもり農林業支援センターで農地中間管理機構を利用するとのことであります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
村口鉄雄 委員	受付第1号及び第2号に補足いたします。 集積計画については、近隣の農地、農家に影響はなく、特に異論ありません。
議長	議案第2号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり承認するものとして、むつ市長に回答いたします。 次に、議案第3号、非農地証明願3件についてを、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第3号非農地証明願についてご説明いたします。 受付第1号、申請地は大畑町松ノ木1番2、地目は田、面積578㎡であります。 調査については、7月16日柏谷委員、本山委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、一部転用許可の要しない農業用倉庫があるものの、ビニールハウスで耕作中であるため、申請地全体を非農地とは証明できないものと思われます。 なお、農業用施設としての利用は妨げないものであります。 受付第2号、申請地は大畑町一堀ノ内中川原7番1、地目は畑、面積760㎡であります。 調査については、8月3日柏谷委員、畑中光政委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、農地として復元困難で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と見込まれます。

受付第3号、申請地は大字関根字高梨川目19番2、地目は畑、面積1,789㎡であります。

調査については、7月2日蛭名委員、杉山武美委員、事務局で調査した結果、農地として著しく復元困難であるため非農地相当であると思われま

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

柏谷委員

受付第1号、大畑町松ノ木については、資料にある通りビニールハウスで栽培されており、全体で非農地であると証明はできないものと考えま

受付第2号については、川への通路として利用されていたりなど、事務局の説明通り、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と見込まれます。

杉山武美  
委員

受付第3号については、事務局の説明通り、農地として著しく復元困難であるため非農地相当であると思われま

議長

議案第3号について、質疑を許します。  
質疑ございませんか。

柴田委員

受付第1号についてですが、私のところに大畑の方から相談ありまして、その文書によりますと、当該土地は昭和43年の十勝沖地震で稲作が不可能になったため休耕地として現在の状況として利用しているとのこと

そして現在、案内図が添付されておりますが、まるで囲んであるところが私道だと思うんですが、道路として地図上に表示されている部分がありまして、そしてビニールハウスがあるために非農地として証明できないのではないかとと思われるという参考事項となっております。

家庭菜園的なビニールハウスであれば私は、農地としなくても非農地として認めてもいいのではないかと、こう思うわけです。

議長

事務局。

事務局

家庭菜園というお話しでしたが、この農地の所有者は当然他の農地も所有しており、4,000㎡弱の田を所有し耕作しておりました。

家庭菜園ということであれば、非農家の方が耕作しているのであればその判断も可能かと思えます。

4,000㎡弱の田んぼも耕作していること、また、現在当該土地で耕作中でもあることを考えると難しいのではないのでしょうか。

なお、資料に記載してある通り、農業用施設部分を仮に分割した場合、農業用施設のある部分については、農地ではなくなりますので、非農地と判断できるものと思えます。

この申請のように、農家さんの農業用施設を含めた農地一筆で申請された場合、他の農地を含めた農地の農業用資材の倉庫として、また、農地として活用されているため農地の判断で良いのではないかと思います。

以上です。

議長

柴田委員。

柴田委員

事務局の説明は理解できますが、ただもう一つですね、当該土地が面積が大きいということが一つと、ハウスの部分を農業用施設としての利用を妨げないとの解釈も理解できます。

現実的に私道として利用しているという実態を見れば、今後のこういった事案の処理の仕方として、当然分割を行い、道路部分については4条申請をさせて、道路利用させるなどの指導もあってしかるべきだと思います。

したがって、今回の申請については仮にこのような形のままで証明できないというのであれば、そのような今後の指導もなければ、このような事案は数多く今後出てくると思います、と言うのは我々が実態をわからない、いわゆる農地として連単した部分を調べてる部分では、ある程度目視できますけれども、こういった地域的な現実に住宅地周辺での農地の現実の転用の状況というものを見ればですね、やっぱり私はそういったことを合わせた指導もしていかなければならないし、より一層人家に近いところの農地について私達は今後目を光らせていかなければならないのではないかと、そういった形になるわけです。

私ならば今回はですね、そういう指導をしながらですね、非農地として認めてもいいのではないかと、という考えです。

議長

事務局。

事務局

私道（指導）はどこの部分をおっしゃっておりますか。  
通路の部分のことを指していますか。

議長

柴田委員。

柴田委員

現地を本人たちから申請ができてきて、農業委員会として実態を把握したわけです。

本人から出なければ、このままの実態で何十年続くかわからないわけです。

だから農業委員会として農地の利用状況を調べるという我々の責務、今後もあるわけですがけれども、そういう立場からするとですね、でてきたものに関しても、そういうことで農業委員会としては農地の適正な利用ということで指導していかなきゃならないわけですから、やっぱりそういう指導というものも合わせて考えていく必要があると思うのです。

それがなされなければ、議案一つだけで終わりという形になったらですね、我々の今後の農地利用調査というものはですね、非常に難しくなるだろうと思うんです。

そういった意味で申し上げている。

議長

事務局。

事務局

通路の私道という意味では、この通路は農業の増進に係るものであれば、自己の利用するものに関しては、転用許可は必要ありません。

この回答に関して指導する部分も、やはり農業用施設としての利用を妨げ

ないという回答いたしますので、特に説明としては足りるものと思います。  
以上です。

議長 柴田委員よろしいですか。

柴田委員 納得できません。

議長 この件については、指導していったほうがいいかと思いますが、事務局、他にありませんか。  
林委員。

林委員 一年生で申し訳ないのですが、ある程度、現地がこのようにハウスを建てていけば、それはそれで農地扱いになってしかるべきだと思います、事務局の説明が正しいと思います。  
不満であれば、先ほど事務局が言ったとおり、その部分を分割して、ハウスで耕作中のところは農地、農業用施設（農業用倉庫）用地は非農地という指導で結構かと思っています。

議長 事務局。

事務局 指導とのことですが、この申請があった際には、この件はおそらく非農地証明が出来ない可能性がありますよ、ハウスもありますし、と十分説明をしております。  
この申請者の代理の方ですけれども、以前にも非農地証明できない旨回答したことがあり、その際にも非農地証明出来ない可能性があります、それでも申請しますか、と確認しております。  
今回も、代理人より他になにか方法がありますかとの相談されることもなく、申請するとの一点張りでしたので、それ以上指導できませんでした。  
なお、相談があれば農業用施設を分割登記する方法、農地の転用をする方法、ただし、一般住宅は転用面積500㎡までであることを説明いたします。

議長 反対意見がありましたので、議案第1号受付第1号について採決を取りません。  
非農地証明出来ないことに賛成のもの挙手をお願いします。

各委員 (挙手多数)

議長 賛成多数と認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり、受付第1号は農地であるため証明できない旨回答し、受付第2号及び第3号は農地ではない旨承認いたします。  
続きまして、農地の転用事実に関する照会について等、報告事項が1件あります。  
事務局より、説明願います。

事務局 報告事項、農地の転用事実に関する照会について、1件についてご説明い

たします。

報告第1号、農地の転用事実に関する照会、申請地は、大字田名部字女館川目26番1、地目は田、面積1,871㎡についてであります。

調査につきましては、8月5日杉山重一委員、菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、農地として復元困難で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第724回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 北 川 岩 男

会議録署名委員 水 戸 隆 璽